

欧州委員会から提案された 第2次資本要求規則（CRR II）パッケージ —EU版外国銀行規制とバーゼル基準からの緩和措置—

神山 哲也

■ 要 約 ■

1. 欧州委員会は2016年11月、第2次資本要求規則（CRR II）パッケージ案を公表した。金融安定理事会（FSB）やバーゼル銀行監督委員会の基準を導入し、また、EUに進出する大手外銀にEU域内中間持株会社を通じたブルーデンス規制の遵守を求めるものである。
2. 大手外銀への中間持株会社設置要件は、米国連邦準備制度理事会（FRB）が導入した外国銀行組織規制（FBO規制）に類似したものであり、米国への対抗措置とも言われている。EUに進出する大手外銀は、EU域内の資本や流動性、組織の見直しを迫られることになる。また、ブレグジット後の英国金融機関にも適用される可能性もある。
3. バーゼルⅢやFSB基準の導入については、欧州委員会が実施した金融規制改革に関する意見募集（Call for Evidence）も踏まえ、EU銀行部門の特性に鑑みた緩和措置が盛り込まれている。例えば、レバレッジ比率規制や安定調達比率（NSFR）、トレーディング勘定における市場リスクに係る資本要件に関して、計算方法で調整が図られたり、フェーズイン期間が適用されたりしている。
4. また、国際基準とは直接的に関係ない事項においても、小規模行等に係る報告・開示義務の緩和や報酬規制の緩和、中小企業やインフラへのエクスポージャーに係る資本要件の緩和、国際財務報告基準（IFRS）第9号のフェーズイン適用等が盛り込まれている。
5. EUのCRR IIパッケージ案や米国におけるドッド・フランク法の見直し論議は、その内容が技術的なファイン・チューニングであっても、金融業者は法域ごとに異なる対応が求められる。また、規制アービトラージにも繋がりがかねない。今後、米国・EUのこうした動きがグローバルな金融規制の分断化の引き金になるのか、注目される。

I 背景と全体像

欧州委員会は2016年11月、銀行の健全性や破綻処理等に関する政策パッケージである第2次資本要求規則（CRR II）パッケージ案を公表した¹。欧州連合（EU）では金融危機以降、金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会におけるグローバルな基準の導入等を通じて、銀行の健全性向上を目的とした金融規制強化が実施されてきた。

今回のCRR IIパッケージ案は、CRR（資本要求規則）/CRDIV（第4次資本要求指令）が策定された2013年6月の後に採択されたFSB・バーゼル銀行監督委員会の基準を導入すると同時に、一部規定の緩和措置等を通じて、欧州銀行部門の特性を反映したものとなっている。また、EUに進出する大手外銀に関しては、EU域内に中間持株会社を設置させ、当該中間持株会社に対してEUにおける銀行のプルーデンス規制の遵守を求める、EU版外国銀行組織（FBO）規制（後述）とも呼べる要件を導入している。

CRR IIパッケージ案は、4本の法典から成る。具体的には、①CRR及び単一破綻処理メカニズム（ESRM）規則を改正するCRR II案²、②CRDIVを改正するCRDV案³、③損失吸収及び再資本化について銀行再生破綻処理指令（BRRD）等を改正する指令案⁴、④破綻時のヒエラルキーにおける無担保債の損失負担順位についてBRRDを改正する指令案⁵、である。各々が主に規定する内容は、図表1のようになっている。いずれも改正法案であるため、元の規則・指令に挿入ないしそれらを修正する形式で規定されている。

以下では、①CRDVに規定される外銀に係る中間持株会社等設置要件（EU版FBO規制）の概要と想定される影響、②CRR II及びCRDVにみられる規制緩和措置の概要とその背景、についてみていくこととする⁶。

¹ 本政策パッケージの呼び方としては、「CRDVパッケージ」「CRR II/CRDVパッケージ」などもあるが、本稿では欧州委員会が同時に公表した、EU金融規制に関する意見募集の結果で用いられた「CRR IIパッケージ」に統一する。

² European Commission “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) No 575/2013 as regards the leverage ratio, the net stable funding ratio, requirements for own funds and eligible liabilities, counterparty credit risk, exposures to central counterparties, exposures to collective investment undertakings, large exposures, reporting and disclosure requirements and amending Regulation (EU) No 648/2012” November 23, 2016.

³ European Commission “Proposal for a Directive of the European Union and of the Council amending Directive 2013/36/EU as regards exempted entities, financial holding companies, mixed financial holding companies, remuneration, supervisory measures and powers and capital conservation measures” November 23, 2016.

⁴ European Commission “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2014/59/EU on loss-absorbing and recapitalisation capacity of credit institutions and investment firms and amending Directive 98/26/EC, Directive 2002/47/EC, Directive 2012/30/EU, Directive 2011/35/EU Directive 2005/56/EC, Directive 2004/25/EC and Directive 2007/36/EC” November 26, 2016.

⁵ European Commission “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on amending Directive 2014/59/EU of the European Parliament and of the Council as regards the ranking of unsecured debt instruments in insolvency hierarchy” November 23, 2016.

⁶ BRRD改正の詳細については、小立敬「EUにおけるTLAC（MREL）の適用に関する法案」『野村資本市場クォーターリー』2017年冬号ウェブサイト版参照。

図表1 CRR II パッケージの概要

◆CRR II (280ページ)	
・EU域内複数国間の親子会社における資本・流動性規制の適用免除	
・FSBのTLACの導入(G-SIIへ適用)	
・ファンドへのエクイティ投資への取り扱いについて2013年12月のバーゼル基準適用	
・カウンターパーティー信用リスクに係る標準的手法(SA-CCR)(2014年3月のバーゼル基準)の適用	
・CCPへのエクスポージャーの取り扱いについて2014年4月のバーゼル基準適用	
・トレーディング勘定における市場リスクについて2016年1月のバーゼル基準(トレーディング勘定の抜本的改定、FRTB)の適用	
・大型エクスポージャーの取り扱いについて2014年4月のバーゼル基準適用	
・レバレッジ比率規制(3%)の導入	
・当局への報告義務について小規模行に係る要件緩和	
・開示義務について銀行の規模に応じた要件設定	
・純安定調達比率(NSFR)の導入	
・IFRS第9号の導入についてフェーズイン適用	
・中小企業(SME)エクスポージャーに係る資本賦課の緩和	
・キャッシュフローの予見可能性等の要件を満たすインフラ・エクスポージャーについて標準的手法及び内部格付け手法における資本賦課の緩和	
・銀行勘定における金利リスクの捕捉について2016年4月のバーゼル基準導入	
◆CRD V (38ページ)	
・適用除外機関の追加(クロアチア、オランダのクレジット・ユニオン等)	
・ピラー2要件とピラー2ガイダンスの明確化、資本要件・MREL・統合バッファの順位と最大配当額算出への反映	
・ピラー2報告と開示に係る当局裁量の制限	
・監督上のレビュー及び評価プロセス(SREP)とピラー2をマイクロ・プルーデンス目的に限定	
・銀行勘定における金利リスクの捕捉について2016年4月のバーゼル基準導入	
・金融持株会社及び混合金融持株会社に係る認可要件と監督権限の導入	
・大手外銀に係るEU中間持株会社の設置要件とCRR/CRDの適用	
・小規模・複雑でない機関、変動給の少ない従業員に係る報酬の繰延・金融商品での支払い要件の免除	
◆損失吸収及び再資本化に関するBRRD改正指令(50ページ)	
・TLAC導入に伴う「破綻処理エンティティ」「破綻処理グループ」の概念導入、破綻処理計画に係る規定改正	
・MRELの分母や適格債務要件のTLACとの一致、MREL水準決定要因、G-SIIへの追加要件賦課の条件、当局ガイダンスの導入、エンティティ/グループへの適用、破綻処理グループに係るMREL決定手続き	
・MREL水準を割り込んだ場合の罰則	
・第三国法に基づく契約等におけるベイルイン条項挿入の当局免除	
・破綻処理前のモラトリアム・ツールの導入	
◆無担保債の損失負担順位に関するBRRD改正指令(12ページ)	
・他の資本証券後、他のシニア債前にベイルインされる「非優先」シニア債のアセットクラス創設	

(出所) 欧州委員会より野村資本市場研究所作成

II 大手外銀に対する中間持株会社の設置要件（EU 版 FBO 規制）

1. 規定の概要

今般の CRR II パッケージ案が全体として、バーゼル III や FSB 基準の EU 法化を図る規定が主となっている中、やや趣を異にするのが、大手外銀に対する中間持株会社等の設置要件である。CRR II パッケージ案が公表される直前の報道まで、こうした規定が入ることは想定されておらず、市場関係者にとってはサプライズとなった。

CRD V における規定では、まず、EU 域内で 2 以上の機関（institutions）が同一の第 3 国金融グループに属する場合、当該機関に EU 域内の中間持株会社を親会社とすることが求められる。こうした中間持株会社は、銀行もしくは金融持株会社、混合金融持株会社として認可を受け、CRR II / CRD V によって改正される CRR / CRD における資本規制や流動性規制等に服することとなる。対象となるのは、EU 域外の機関で、グローバルにシステム上重要な機関（G-SII）に指定されている機関⁷、もしくは EU 域内資産が 300 億ユーロ以上の機関である。総資産の算定においては、EU 域内機関の連結バランスシート及び EU 域内支店の総資産が算入される。EU 加盟国は、こうした中間持株会社の認可を欧州銀行機構（EBA）に報告し、EBA はそのリストを開示することが求められる。

欧州委員会は、本規定の理由について、FSB の内部 TLAC（総損失吸収力）基準を EU 法により EU 域外の G-SII に適用し、更には、EU 域内で大規模に展開する EU 域外金融グループの破綻処理プロセスを簡易化・強化することを挙げている。なお、内部 TLAC について CRR II は、EU 域外の G-SII が EU 域内の重要子会社において、TLAC 基準⁸の 90% に相当する TLAC（EU 域内子会社の EU 域外親会社に対する内部 TLAC）を保有することを求めている。

2. 評価・影響

上記の大手外銀に対する EU 域内の中間持株会社設置要件は、米国連邦準備制度理事会（FRB）が 2014 年 2 月に策定し、2016 年 7 月より適用されている外国銀行組織に係る厳格化された健全性基準（FBO 規制）⁹に類似したものであり、EU 版 FBO 規制とも言えるものである。米国 FBO 規制も、米国で一定規模以上¹⁰の資産を有する外銀に対して、資本規制・流動性規制等を課しており、米国に進出する外銀の負担が増えるものとして欧州が反発した経緯がある。そのため、今般の欧州委員会の案について、米国 FBO 規制への

⁷ EU 法では FSB のグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）を G-SII と規定。

⁸ リスク加重資産の 18%、レバレッジ・エクスポージャーの 6.75%。

⁹ 岩井浩一「FRB により最終化された外国銀行組織へのブルデンシャル規制」『野村資本市場クォーターリー』2014 年春号ウェブサイト版参照。

¹⁰ 米国における支店・代理店を除く資産が 500 億ドル以上と定義されている。支店の資産を含まず、基準値がより高いことから、欧州委員会案の方がより広範な機関を捕捉しようとしているものと言える。

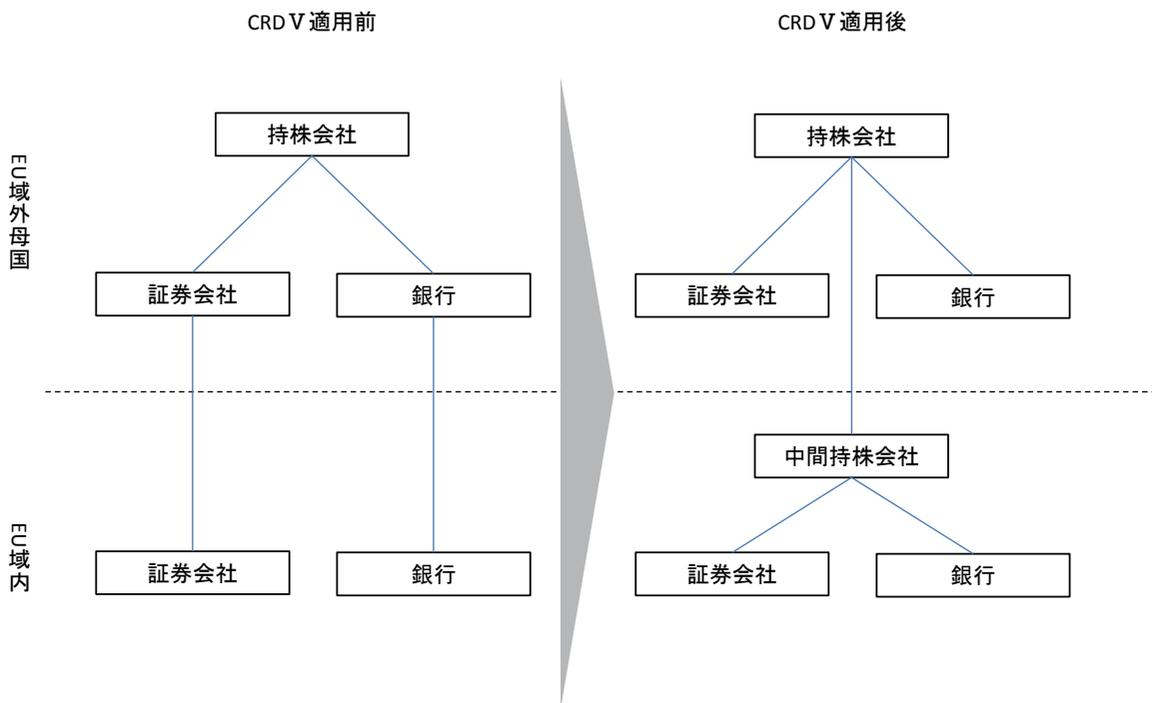
対抗措置とする指摘もある¹¹。

同規定により、EU に進出する大手外銀は、EU 域内における資本や流動性、組織の見直しを迫られることになる。現状では、現地法人や支店間の取引が最終的にどのような扱いになるのか必ずしも明確ではないため、所要資本・流動性がどのように変動するのかは見えてこない。他方、組織については、例えば、EU 域内の複数の現地法人が、EU 域外本国のグループ内の異なるエンティティに保有されているような場合、EU 域内で新たに設置する中間持株会社が EU 域内現地法人を全て保有する構造に変更する必要がある（図表 2）。

保有構造に関しては、米国法との整合性の問題も米国側から指摘されている。例えば、ボルカー・ルールに基づき、米銀は自己勘定取引等を行うブローカー・ディーラーと商業銀行を持株会社の下、別ラインで保有する必要があるため、EU レベルで両者を統合する中間持株会社を設けることはできないとの見方がある。他方、EU エンティティであればボルカー・ルール違反にはならないとの見方もあり、現時点では答えは見出されていない¹²。

また、英国の EU 離脱（ブレグジット）との関係においても、複雑な問題が生じ得る。英国と EU の最終的な取り決めにおける英国と EU 単一市場との関係にも依るが、仮に英国の銀行が CRD V における EU 域外の銀行ということになった場合、例えば現在、英国

図表 2 中間持株会社設置要件に伴う保有構造の変更（イメージ）



（出所）野村資本市場研究所作成

¹¹ “EU to retaliate against US bank capital rules” *Financial Times*, November 22, 2016.

¹² “US banks face clash over EU regulations” *Financial Times*, December 4, 2016, “EC umbrella plan dismays foreign banks” *Risk*, January 3, 2017.

に EU 本部を置き、英国における認可を以て EU 各国に展開する（単一パスポート制度に依拠する）EU 域外の銀行にとって、引き続き EU 域内各国で営業するには、ブレグジット後の EU 域内で新たに EU 本部を設置する必要が生じる可能性がある。

III 規制緩和措置

1. 背景にある金融規制強化に関する意見募集

CRR II パッケージ案におけるバーゼル III や FSB 基準の導入で注目されるのが、EU 独自の緩和策を所々に盛り込んでいる点である。その背景にあるのが、資本市場同盟の一環で 2015 年 9 月に欧州委員会が行った金融規制改革に関する意見募集（Call for Evidence）である。資本市場同盟は、いわば EU レベルでの資本市場活性化に向けた 5 か年計画とも言えるものである。その一環で、金融危機後の金融規制改革について、その集合的影響が意図せざる結果を招いているリスクがあるとして、①実体経済の資金調達と成長を阻害する規制、②不必要な規制上の負担、③個々の規制の相互関係、矛盾、ギャップ、④意図せざる結果を招来する規制、について意見が募集された¹³。意見募集の結果、約 300 もの意見が寄せられるなど、市場関係者の本件意見募集に対する期待の高さが伺われる格好となった。

欧州委員会は 2016 年 11 月、CRR II パッケージ案と同時に、金融規制改革に関する意見募集を受けた欧州議会・欧州連合理事会等に対するコミュニケーションを公表した¹⁴。欧州委員会は同コミュニケーションにおいて、寄せられた意見の大部分は金融危機後の金融規制改革を支持するものであった一方、以下の 4 分野で追加アクションが求められるとした。

- ・ 実体経済のファイナンスに係る不必要な規制上の制約を低減すること。
- ・ 健全性強化の目的を損なわないようにしつつ、規制が相応のものとなることを促進すること。
- ・ 不適正な規制上の負担を低減すること。
- ・ 規制をより一貫性のある、フォワード・ルッキングなものにすること。

欧州委員会は、上記 4 分野において、個別の追加アクションを提案しており、同時に公表された CRR II パッケージ案や欧州市場インフラ規則（EMIR）レビュー報告書¹⁵において具体化するとしている。そのうち、CRR II パッケージ案に反映された事項は図表 3 の通りである。CRR II パッケージ案では、それ以外の緩和措置も含まれている。次項では、そうした措置の詳細を紹介する。

¹³ 神山哲也「欧州資本市場の活性化を図る資本市場同盟のアクション・プラン」『野村資本市場クォーターリー』2015 年秋号参照。

¹⁴ European Commission “Communication from the Commission to The European parliament, The Council, The European Economic and Social Committee and The Committee of Regions” November 23, 2016. なお、本件意見募集の結果は、欧州委員会による規制全般（金融に限らない）の見直しプログラムである「規制の適正性及びパフォーマンス（Regulatory Fitness and Performance、REFIT）」に反映されることになっている。

¹⁵ European Commission “Report From the Commission to The European Parliament and The Council” November 23, 2016.

図表3 金融規制改革に関する意見募集における CRR II パッケージ案反映項目

◆実体経済のファイナンスに係る不必要な規制上の制約低減
・レバレッジ比率規制においてEU金融部門の多様性を反映。清算機能や公共事業調達へのアクセスを確保。
・FRTBをフェーズイン、急激な所要資本増を回避。
・NSFRをフェーズイン・調整、貿易金融・デリバティブ・レポの適切な機能を確保。
・BRRDを調整、EU域外債権者に係る契約上のベイルイン条項挿入要件を柔軟化。
・SME向け融資について、150万ユーロ以上の部分へも軽減措置を拡大。
・銀行のインフラ・プロジェクトへのエクスポージャーの信用リスクに係る資本要件を軽減。
◆規制が相応なものになることの促進
・小規模で複雑ではない銀行について開示要件の緩和。
・小規模で複雑ではない銀行、変動給が低水準な職員について、支払い繰り延べ・金融商品による支払い要件の適用除外。
◆不適正な規制上の負担低減
・小規模で複雑ではない銀行の報告義務の頻度低減。2016年末までにEBAが市中協議。
◆規制をより一貫性のある、フォワード・ルッキングなものに
・レバレッジ比率規制において銀行がデリバティブ取引の将来エクスポージャーをイニシャル・マージンで相殺することを容認。
・IFRS第9号の新たな損失認識モデルから生じる資本要件上の影響をフェーズイン。

(出所) 欧州委員会より野村資本市場研究所作成

2. CRR II パッケージ案における緩和措置

1) CRR II 案におけるバーゼル基準の導入に係る緩和措置

(1) レバレッジ比率規制

CRR 適用対象行に対して、3%のレバレッジ比率の最低水準を賦課している点はバーゼル基準と同様であるが、適格中央清算機関 (CCP) における清算参加者の顧客イニシャル・マージン (当初証拠金) をレバレッジ・エクスポージャー (分母) から除外することが可能となっている点がバーゼル基準と異なっている。これは、銀行による顧客への清算サービス提供に負のインセンティブを付与しないためと説明されている。なお、G-SII に係るレバレッジ・バッファー (上乘せ要件) については、国際的な合意を踏まえた上で CRR への導入を検討することとされている。

また、CRR II 案では、適用除外 (分母から除外される) エクスポージャーとして、バーゼル基準にはない、公的開発銀行の公的部門へのエクスポージャーや、一定の要件を満たす貿易金融エクスポージャー、他行への公的開発プログラム向け融資のパススルーから生じるエクスポージャー、が規定されている。これらは、公的プロジェクトや貿易取引における資金調達の円滑化を図ったものである。

(2) 安定調達比率 (NSFR)

CRR II 案が規定する NSFR は、バーゼル基準の NSFR と制度設計自体は同じくするが、細部で調整が施されている。まず、施行時期が、バーゼル基準では 2018 年 1 月からとなっているのに対し、CRR II 案では施行から 100% の水準で適用されるまで 2

年間のフェーズイン期間が設けられている¹⁶。その間、EBA が NSFR の報告義務に係る技術的基準を策定することとなっている。

また、NSFR の算定基準についても、CRR II 案では技術的な調整が施されている。第一に、所要安定調達額（分母）について、バーゼル基準では、変動証拠金に係る追加賦課としてデリバティブ負債の算入率を 20%に設定しているが、これは期間 1 年の流動性確保を目的とする NSFR としては調達リスクを過大評価したもので影響が大きすぎるとの考え方から、CRR II 案では、よりリスク感応度を高めた算入率が設定されている¹⁷。第二に、バーゼル基準では、短期借入（レポ）が利用可能安定調達額（分子）で認識されない一方、所要安定調達額（分母）で短期貸付（リバース・レポ）の算入率が 15%（適格流動資産（HQLA）で 10%）に設定されており、分母・分子を非対称とすることで短期市場参加者間の相互連関を断つことが企図されている。CRR II 案は、この非対称性について、過度に保守的で短期市場の流動性等を阻害しかねないとして、所要安定調達額における算入率を 10%（HQLA で 5%）に軽減している。第三に、ソブリン債を含むレベル 1 HQLA について、バーゼル基準では所要安定調達額で 5%の算入率が設定されているが、CRR II 案は、それではソブリン債市場の流動性を阻害しかねないとして、レベル 1 HQLA を所要安定調達額で認識しない（算入率をゼロ設定にする）こととしている¹⁸。この取り扱いは、EU で既に導入されている流動性カバレッジ比率（LCR）における取り扱いを反映したものである。

なお、CRR II 案では、カバード・ボンドや貿易金融、クレジット・ユニオン等についても、EU の特性に鑑みた調整が施されている¹⁹。これらも、LCR における取り扱いを反映したものととなっている。

（3）トレーディング勘定における市場リスクに係る資本要件

CRR II のトレーディング勘定における市場リスクに係る資本要件も、バーゼル銀行監督委員会が 2016 年 1 月に公表したトレーディング勘定の抜本的改定（FRTB）に関する基準²⁰を EU 法化するものとなっている。但し、以下の 3 点において、EU 独自の調整を施している。

第一に、NSFR 同様、フェーズイン期間が適用される。FRTB の適用が所要資本の増加に繋がり得るとした上で、急激なトレーディング・ビジネスの縮小を避けるべく、

¹⁶ CRR II の施行は、欧州議会と欧州連合理事会との合意時期によって異なってくるが、例えば 2017 年中に施行となれば、2019 年中に 100%の水準で適用されることとなる。

¹⁷ 具体的には、①証拠金のない取引では 10%、②証拠金がある場合はカウンターパーティー・リスクに係る標準的手法（SA-CCR）に基づいて算出するポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーもしくはバーゼル III の 20%、③デリバティブ・ポートフォリオが小さく SA-CCR を採用しない場合は適用除外、とされている。なお、バーゼル銀行監督委員会の議論において、SA-CCR の内容は未だ確定していない。

¹⁸ 最高位の流動性バケットに入るカバード・バンドを除く。

¹⁹ 例えば、一定の要件を満たすカバード・ボンドや公的開発プログラム向け融資では、所要安定調達額・利用可能安定調達額（分母・分子）において認識しないこととされている。

²⁰ 小立敬「トレーディング勘定の抜本的改定（FRTB）に関するバーゼル委員会の最終規則の概要」『野村資本市場クォーターリー』2016 年春号参照。

バーゼル基準では 2019 年初から適用開始となること、CRR II では施行の 5 年後までの間、トレーディング勘定における市場リスクに係る資本要件の 65% が適用されることとなる。

第二に、銀行の規模に応じた相応な規制の適用をするべく、トレーディング勘定に応じた緩和措置が施されている。即ち、小規模行（トレーディング勘定 5,000 万ユーロ未満かつ総資産の 5% 未満）については銀行勘定に係る資本要件の適用を認め、中規模行（トレーディング勘定 3 億ユーロ未満かつ総資産の 10% 未満）については簡素化された標準的手法（現行の標準的手法に相当）の適用を認めている。

第三に、カバード・ボンドやソブリン債、シンプルで透明性があり標準化された（STS）証券化商品について、EU の特性に鑑みた調整が施されている。

2) 国際基準にはない項目に係る緩和措置

上記はいずれもバーゼル基準を EU 法化するに際して導入した緩和措置であるが、バーゼル基準の EU 法化とは直接的には関わらない緩和措置としては、下記のものがある。

- ・ 第 2 の柱（Pillar 2）における要件とガイダンスの明確化（CRDV 案）
当局による第 2 の柱の資本要件について、第 1 の柱（Pillar 1）で捕捉しきれないリスクについては「要件」として所要資本に算入する基準を明確化。それ以外は「ガイダンス」として当局からのコミュニケーションとして位置づけ²¹。従来所要水準とされた第 2 の柱の一部がガイダンスとなれば、最大配当可能額（MDA）が適用される資本要件水準が低下することになる²²。
- ・ 小規模行の事務負担緩和（CRR II 案/CRDV 案）
小規模行に係る報告・開示義務のコンテンツ・頻度を緩和。また、当局による追加の報告・開示要請の基準を明確化。
- ・ 報酬規制の緩和（CRDV 案）
小規模・複雑でない機関、変動給の少ない従業員に係る報酬の繰延及び金融商品による支払い要件について、それらの機関・従業員には不相応として、適用を免除。
- ・ 中小企業（SME）エクスポージャーに係る資本要件の緩和（CRR II 案）
現行 CRR は、SME エクスポージャーが 150 万ユーロ以下の場合、資本賦課を 23.81% 減免している。CRR II 案は、SME エクスポージャーが 150 万ユーロを超過する場合であっても、150 万ユーロ以下の部分については上記を維持しつつ、150 万ユーロを超過する部分（上限なし）について資本賦課を 15% 減免。SME 向け融資促進を目的とする。
- ・ インフラ・エクスポージャーに係る資本要件の緩和（CRR II 案）
EU におけるインフラ整備の重要性に鑑み、保険会社について導入予定のソルベ

²¹ 英国健全性監督機構（PRA）では、要件はピラー2A、ガイダンスはピラー2Bとなる。

²² 神山哲也「最近のドイツ銀行を巡る課題－訴訟費用、コール条項付永久劣後債のクーポン払い、ビジネスモデルの問題－」『野村資本市場クォーターリー』2017年冬号ウェブサイト版参照。

ンシー II と同様、キャッシュフローの予見性が高くリスク・プロファイルの低いインフラ・プロジェクトへのエクスポージャーについて、銀行の信用リスクに係る資本賦課を軽減²³。

- ・ 国際財務報告基準（IFRS）第9号のフェーズイン適用（CRR II 案）

2018年初適用開始予定のIFRS第9号について、2019年初から2023年末にかけてのフェーズイン期間を設定。EBAはCRR IIパッケージ案公表に先立ち、IFRS第9号の導入に伴う影響度調査の結果を公表しており²⁴、発生損失モデルから予想信用損失モデルへ移行することに伴い、所要引当金が平均18%上昇し、CET1資本比率が平均59bp低下するとしていた。そのため、本件フェーズインにより、激変緩和を図ったものである。

IV グローバルな金融規制の分断化

このようにCRR IIパッケージ案は、バーゼル基準から一部乖離した内容を含むものとなっている。また、EU版FBO規制は、EU域外の金融業者に対して、一定の資本や流動性をEU域内に留め置く（リングフェンスする）ことを求めている。

こうした動きは、EUに限られない。米国でも、既にFBO規制が適用されていることに加え、議会の下院金融サービス委員会では、金融選択法案（Financial CHOICE Act）²⁵が審議されている。同法案は、同委員会委員長のジェブ・ヘンサーリング議員（共和党、テキサス州）が提出したものであり、ドッド・フランク法の見直しとして、金融安定監督評議会（FSOC）によるシステム上重要な金融機関（SIFI）指定の権限廃止やボルカー・ルールの廃止、レバレッジ比率10%等の要件を満たした銀行に係る緩和措置を盛り込んだものである。

こうしたEUや米国における動きは、各法域における規制の相違や資本・流動性のリングフェンスを通じた、グローバルな金融規制の分断化の兆候と捉えることができる。その内容をみると、グローバルな合意事項の大枠は変えずに、規制強化で現実にそぐわない部分についてファイン・チューニングを施していると言うこともできよう。しかし、金融業者にとっては、技術的なファイン・チューニングであっても、法域ごとに異なる規制遵守や、資本政策・流動性管理が求められることになるため、実務上の影響は小さくはない。規制のより緩やかな法域に取引がシフトするといった規制アービトラージを引き起こすことにも繋がりがかねない。今後、EUのCRR IIパッケージ案、更には米国の金融選択法案が、グローバルな金融規制の分断化の引き金になるのか、注目される。

²³ 標準的手法、内部モデル手法の何れにも適用。なお、バーゼル銀行監督委員会の議論においても、標準的手法の見直しの一環でインフラを含む不動産開発エクスポージャーの定義が変わり、リスク計測の方法が変わる可能性がある。

²⁴ EBA “Report on results from the EBA impact assessment of IFRS 9” November 10, 2016。なお、EBAは同月にIFRS第9号に関する影響度調査の第2弾を開始している。

²⁵ Amendment in the Nature of a Substitute to H.R. 5983 Offered by Mr. Henslerling of Texas。なお、CHOICEはCreating Hope and Opportunity for Investors, Consumers and Entrepreneursの略。